

貯蓄預金

令和2年4月1日現在

1. 商品名	貯蓄預金	
2. 販売対象	・個人の方のみお取り扱いできます。	
3. 期間	・定めません。	
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位	
5. 払出方法	・随時払い戻しできます。	
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払い方法 (3) 付利最低残高 (4) 付利単位	・変動金利(店頭表示の利率)を適用いたします。5段階金額階層別利率 5段階金額階層別利率 (A)10万円未満 (B)10万円以上50万円未満 (C)50万円以上100万円未満 (D)100万円以上500万円未満 (E)500万円以上 ・年2回(3月、9月)元金に組み入れいたします。(*) ・1,000円 ・100円(日割計算)	
7. 税金	・分離課税 (国税15%、地方税5%) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、 20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 但し、マル優適用分を除きます。	
8. キャッシュカードの 利用と手数料	・キャッシュカードのご利用ができます。 ・金庫所定の手数料を頂きます。	
9. 付加できる 特約事項	・マル優のお取り扱いができます。 ※給与、年金、配当金等の受取口座及び自振口座指定はできません。 ※総合口座の取り扱いはできません。	
10. 中途解約時の 取扱	—————	
11. 金利情報の 入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は 業務部(9～17時、電話:03-3279-4480)にお申し出 ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京 弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護 士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で 紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望 されるお客様は、当金庫営業日に上記業務部または 全国しんきん相談所(9～17時、電話03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の 弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いた だくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客 様にもご利用いただけます。その際には、①お客様の アクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の 弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛 争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護 士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあ ります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部も しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考 となる事項	・預金保険制度の付保対象商品です。預金保険により元本1,000万円まで とその利息が保護されます。 ・当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して 1,000万円までと、その利息が保護されます。	

(*)貯蓄預金の利息決算日は毎年「3月9月の第3土曜日」です。